（業務部に置く課等）

**第三百一条**　［略］

２　［略］

３　統括審査官、特別審査官、統括分析官、特別分析官、通関業監督官、首席通関業監督官、総括関税鑑査官、総括原産地調査官、総括認定事業者管理官、総括知的財産調査官及び総括関税評価官の各税関別定数は、次のとおりとする。

| | 統括審査官 |
|---|---|
| 函館税関 | 二人 |
| 東京税関 | 三十四人 |
| 横浜税関 | 十一人 |
| 名古屋税関 | 十人 |
| 大阪税関 | 七人 |
| 神戸税関 | 八人 |
| 門司税関 | 三人 |
| 長崎税関 | 二人 |
| 合　計 | 七十七人 |

［略］

（収納課の所掌事務）

**第三百三条**　収納課は、次に掲げる事務（統括監視官、特別監視官、統括審査官及び特別審査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　関税等の納付又は徴収に関すること。

［二～九　略］

（関税鑑査官）

**第三百十七条**　東京税関の業務部に、関税鑑査官十六人以内を、大阪税関の業務部に、関税鑑査官九人以内を、神戸税関の業務部に、関税鑑査官八人以内を、横浜税関及び名古屋税関の業務部に、関税鑑査官それぞれ七人以内を、門司税関の業務部に、関税鑑査官二人以内を、函館税関及び長崎税関の業務部に、関税鑑査官それぞれ一人を置く。

［２・３　略］

（関税評価官）

**第三百二十条の二**　東京税関の業務部に、関税評価官六人以内を、横浜税関の業務部に、関税評価官二人以内を、函館税関、名古屋税関、大阪税関、神戸税関、門司税関及び長崎税関の業務部に、関税評価官それぞれ一人を置く。

［２・３　略］

（上席審査官及び審査官）

**第三百二十一条**　各税関を通じて業務部に、上席審査官二百五十一人以内及び審査官二百七十八人以内を置く。

［２・３　略］

（業務部に置く課等）

**第三百一条**　［同上］

２　［同上］

３　統括審査官、特別審査官、統括分析官、特別分析官、通関業監督官、首席通関業監督官、総括関税鑑査官、総括原産地調査官、総括認定事業者管理官、総括知的財産調査官及び総括関税評価官の各税関別定数は、次のとおりとする。

| | 統括審査官 |
|---|---|
| 函館税関 | 二人 |
| 東京税関 | 三十四人 |
| 横浜税関 | 十人 |
| 名古屋税関 | 九人 |
| 大阪税関 | 七人 |
| 神戸税関 | 九人 |
| 門司税関 | 三人 |
| 長崎税関 | 二人 |
| 合　計 | 七十六人 |

［同上］

（収納課の所掌事務）

**第三百三条**　収納課は、次に掲げる事務（統括監視官、特別監視官、統括審査官及び特別審査官の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

一　関税、とん税及び特別とん税、内国消費税、国際観光旅客税並びに貨物割（以下この条及び第三百六十六条において「関税等」という。）の納付又は徴収に関すること。

［二～九　同上］

（関税鑑査官）

**第三百十七条**　東京税関の業務部に、関税鑑査官十六人以内を、横浜税関、大阪税関及び神戸税関の業務部に、関税鑑査官それぞれ八人以内を、名古屋税関の業務部に、関税鑑査官七人以内を、門司税関の業務部に、関税鑑査官二人以内を、函館税関及び長崎税関の業務部に、関税鑑査官それぞれ一人を置く。

［２・３　同上］

（関税評価官）

**第三百二十条の二**　東京税関の業務部に、関税評価官六人以内を、横浜税関及び大阪税関の業務部に、関税評価官二人以内を、函館税関、名古屋税関、神戸税関、門司税関及び長崎税関の業務部に、関税評価官それぞれ一人を置く。

［２・３　同上］

（上席審査官及び審査官）

**第三百二十一条**　各税関を通じて業務部に、上席審査官二百十六人以内及び審査官二百七十二人以内を置く。

［２・３　同上］